

キャリア支援企業厚生労働大臣表彰実施要領

平成 24 年 4 月 23 日
職業能力開発局長

1 趣旨

職業生涯の長期化等を背景に、労働者のキャリア形成が必要であり、そのためには、それぞれの企業等において、労働者の自律的なキャリア形成を支援していくことが重要である。

このため、他の模範となるキャリア支援の取組を推進している企業等を表彰し、これを広く国民に周知することにより、企業等の取組を促進することを目的とする。

2 表彰の名称

名称を「キャリア支援企業表彰」とし、語尾に表彰実施年を付する。また、副題を「人を育て・人が育つ企業表彰」とする。

3 表彰の対象

労働者の自律的なキャリア形成支援について特に他の模範となる取組を推進し、その成果が顕著である企業等とする。

4 募集

募集は年 1 回、公募により行うものとする。

応募用紙は、郵送によって事務委託先団体において受け付ける。

5 審査及び決定の方法

- (1) 事務委託先団体に設置する審査委員会において審査し、厚生労働大臣が決定する。
- (2) 審査委員会は、外部有識者及び厚生労働省大臣官房審議官（職業能力開発担当）を審査委員として構成する。
- (3) 表彰数は、毎年度原則 10 件以内とする。

6 その他

- (1) 表彰に係る事務は、職業能力開発局育成支援課キャリア形成支援室の

管理の下、事務委託先団体が行う。

- (2) 募集要項及び応募用紙は、厚生労働省ホームページに掲載する。
- (3) 受賞企業には、毎年11月に表彰状の授与等を行うことを原則とするが、特に必要があると認めるときは、隨時、別の方法をもって行うこととする。